

# 監 査 報 告

令和 8 年 6 月 1 5 日

学校法人大美学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

監事 中西 真規子 

監事 金星 徳久 

私たち監事は、私立学校法第52条第1項第1号に基づいて令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の学校法人大美学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本法人の業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しており、本法人の業務に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- ② 理事の業務執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

### （2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算書類及び財産目録については、会計帳簿の記載と合致し法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上